

令和5年10月1日

株式会社広島テクノプラザ 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間
- 2 内 容

目標1：所定外労働を削減するため、月4回のノー残業デーを設定・実施する。

〈対策〉

- 令和5年10月 各社員において最低月4回のノー残業デーを設定するよう周知
- 令和5年10月 経営会議において各社員の達成状況を確認。その結果により上司へ指導を指示

目標2：令和7年度末の年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間12日以上とする。

〈対策〉

- 令和5年10月 年次有給休暇の取得状況の実態把握
- 令和5年10月 年次有給休暇取得計画表の作成、掲示等による取得促進の実施
- 令和5年10月 四半期ごとに年次有給休暇取得状況を経営会議に報告、その結果により上司へ指導を指示
- 令和5年10月 年次有給休暇取得啓発日（誕生日及び記念日等）の設定